

芥川龍之介「三右衛門の罪」における近代的主体の揺らぎ（下） —志賀直哉「范の犯罪」との比較を通して—

本庄 あかね

抄録：芥川龍之介の作品には、典拠を持つものが多くある。先行する作品を踏まえ新たな作品を生み出すという芥川の創作手法は、「三右衛門の罪」（大正十三年）にも認められ、志賀直哉「范の犯罪」（大正二年）を下敷きとすることが既に指摘されている。しかし、「三右衛門の罪」は、単行本未収録作という事情もあり、これまでの研究において取り上げられることが少なく「范の犯罪」との比較考察も十分には行われていない。前稿では、まず、「范の犯罪」の解釈を試み、規範的存在であり、個の意志と行為を持つとする范の意識の内部に、近代的主体の概念が認められることを論じた。このような前稿に続き、本稿は、両作を比較する視座から、芥川「三右衛門の罪」の作品解釈を行った。芥川「三右衛門の罪」における三右衛門の自我がどのように形成されているかを読み解き、幕藩体制のもとにある三右衛門が、主君前田治修との関係形成の結果としての自我と、武士道に基づき形成されている自分の内に向いている自我との不統一なあり方を、一つの中心にまとめ上げていくことをしない人物として造型されていることについて論じた。このような三右衛門の分裂的とも見える自我のありようには、「范の犯罪」における范に典型として見られたような近代的自我の姿はもはや認められない。本稿では、このような両作の相違点を考察し、本作を、近代的自我と合わせ鏡であるところの近代的主体に対する懐疑が表されている作と結論つけた。

キーワード：芥川龍之介 「三右衛門の罪」 武士道 志賀直哉 「范の犯罪」 自我貫徹の生 本統の生活 近代的主体 近代的自我史観

一、「范の犯罪」と「三右衛門の罪」との間の類似と差異

芥川龍之介「三右衛門の罪」（『改造』大正13・1）は、同時代に消極的な評価を受けた作であり、また単行本未収録作でもあるため、芥川の他の作品と比べ言及が少ない。しかし、そのような現状にあつて、菊池弘氏^①は本作について論じる中で、志賀直哉「范の犯罪」（『白樺』大正2・10）との関連性に着目し、次のように述べている。

志賀直哉の『范の犯罪』と筋立てが似ていること、また主人公三右衛門が、その時その時の自分の気持ちに忠実であろうとする、どこか志賀の作中人物の倫理的潔癖感を備えていることが注目される

と。同様に、石割透氏^②も本作を、「范の犯罪」からの明らかな影響が認められ

る作とし、〈行司を勤めた際の三右衛門の、人間として極めて自然な感情、それを率直に語る態度を治修は最後に宥す〉という結末に両作の共通点を見出している。氏はさらに、

「南京の基督」に既に志賀の「小僧の神様」の影響が認められるが、「点鬼簿」「歯車」と「暗夜行路」、「或阿呆の一生」の「八 花火」などと「和解」の部分的な影響関係のみならず、芥川の心境小説風の小説、また、「文芸的な、余りに文芸的な」での「詩に近い小説」「純粋な小説」の発言が、多分に志賀の小説を意識したものであつたことを思えば、初期の未定稿「志賀直哉氏の短篇」などを含めて、時間の中での芥川の志賀文学受容の変化の質が、ここで改めて検討されねばならない。人間としての自然な感情を率直に語りながら、「狼藉者」を許さない三右衛門の態度は、そのまま、芥川の文学における、作品の型と内

実の課題と微妙に関わっていよう。鴉外の歴史小説における立場と芥川のそれとの距離も、この作品あたりを対象にして検討する必要もあろうか

と述べている。ここで示される、芥川の作品史上での志賀文学受容の質を、本作を検討することによって問うことができるという見解は、とりわけ示唆的である。本稿では、これらの先行研究を踏まえ、「范の犯罪」と本作との比較考察を行いたい。そのような作業を通して、本作の特質を明らかにすることを、本稿の目的とする。

「范の犯罪」については、既に前稿⁽³⁾において作品解釈を行っており、その中で、規範的存在であり、個の意志と行為を持つとする范の意識の内部に、近代的主体の概念が認められることを論じた。ここで言う近代的主体とは、自律的に生きる個人のことを言う。さらに述べると、合理的に判断する能力を持ち、一定の価値基準を精神の中心に据え、その基準に準拠しつつ恒常的に一貫した振る舞いを成しうるといような、西欧近代に生じその後定着をみた概念を指している。

前稿では、范の意識においては、妻と別れて自由に生きたいという自己内発的な思いの一方で、内面化された社会倫理に照らしそれを抑えるという二重性を認めることができる論じた。范にあつては、社会的期待に合わせて作られる自我が偽善として退けられ、そうした対他的、社会的な自我を剥がしていくところに純粋な自我が措定されており、そうした内なる実体としての自我を貫く生き方⁽⁴⁾（本統の生活）が志向されている。このように范は、個の自律性を保とうとしており、謂わば『白樺』派の自我信仰を体现するが如き人物として造型されていると言える。予め述べておくと、そうした范の自我のありようと、「三右衛門の罪」における三右衛門の自我のありようが、如何に違っているかを照らし出そうとするところに、本稿のねらいがある。では、先行する「范の犯罪」を、本作はどのように書き換えて行ったのか。このことを見定めていくために、まずは、両作の共通点と相違点とを確認しておく。そのうえで、両作の違いについて詳しく検討する。そうした道筋において本作の特質を照らし出し、大正末期、価値観が大きく変容する時代の中に作品を位置づけたい。

これに先立って、両作の類似点について確認しておく。先行研究で既に触れられ

ている通り、小説の筋立てが両作に共通のものとなっている。共通する筋立てとは、以下の通りである。

両作ともに作品の冒頭では、全知の語り手によって事件の概略が説明されている。そうした導入部の後、「范の犯罪」においては、裁判官による事件についての尋問が行われ、それに応える形で范の供述がある。こうした二者間の対話によって、事件を起こすに至る范の心理が露呈していき、作品末尾では、その結果として、裁判官による范に対する無罪判決が下される。これと同様に、「三右衛門の罪」でも、三右衛門が数馬を切り伏せた事件について、三右衛門が御前に呼び出され、君主前田治修⁽⁴⁾自身によって仔細が尋ねられ、二者の対話のなかで、三右衛門が数馬を打ち果たすに至る経緯がその心理の詳細とともに明かされる。最後に治修の（詮ないこと）であつたとする許しの言葉によって対話が結ばれる。このように、両作は、相通じる小説的結構を持っており、芥川「三右衛門の罪」が志賀「范の犯罪」を踏まえて創作されていることは、論を俟たない。しかしながら、一方では、両作には類似に基づく差異が見受けられる。

例えば、二作品は前述した通り小説の筋立てにおいて同型であると言えるのだが、次のような差異を有している。「范の犯罪」では、語り手によって事件の概略が示された後、小説の中心を成す裁判官と范の対話部分の前に、座長と助手による二つの供述がはさみこまれている。これは、裁判官が法に基づく判断を下すために、殺人という結果をもたらした范の演芸や、范と妻の日頃の様子について、第三者に聴取するという意味合いを持って行われている。一方で、「三右衛門の罪」においては、代わって、語り手によって事件の概略が示された後、小説の中心を成す治修と三右衛門の対話部分の前には、鷹匠喜左衛門と鷹匠清八に対し治修が与えた賞罰に関する二つの事例がはさみこまれている。これは、（治修の事を處する面目の一端を語つてゐる）ものとして、治修と三右衛門との対話の前提となっている。

ここで確認しておきたいのは、そもそも、「范の犯罪」が近代的な予審の場と設定されているのに対し、「三右衛門の罪」では、江戸時代後期の文化・文政時代、加賀国金沢藩が物語世界の舞台とされており、近代と近世という時代区分の点で大

大きく隔たっている点である。こうした時代の相違を一先ず置くこととし、以下に、前述した両作の類似に基づく差異―二つの挿話―について、考察を試みたい。「三右衛門の罪」における治修の与えた賞罰に関する二つの挿話のうち、一つ目のものから見ていこう。それは、次のような事例である。

村の青田に鶴の群れが確認されたとの鳥見役からの報告を受け、治修は早速供を備え鷹狩りに赴いた。鷹匠の喜左衛門は、この日に幕府より頂戴した優れた鷹、富士司を、君主治修に放たせようとしていた。ところが治修が足を滑らせた拍子に、富士司が飛び上がってしまい、獲物の鶴も飛び去ってしまった。このことに喜左衛門は我を忘れ、治修への怒りをあらわにする。その直後に、心付いた喜左衛門は、お手打ちを覚悟して治修の前に蹲踞する。こうした喜左衛門に対し、治修は、以後御鷹部屋御用掛を命じ、引き上げるとされる。正直さと、礼を失した行為を顧み即座に自らの命を君主にゆだねるといふ従順さを持つ家臣への治修の手厚い処遇を示す挿話となっている。

これと対を成すのが、二つ目の挿話である。鷹匠清八は、喜左衛門の後任として富士司の係についている。ある時、病の後快癒した富士司の容態を、治修から聞かれた際、〈すきと全治、唯今では人をも把り兼ねませぬ〉と答えた。この清八の巧言を憎んだ治修は、〈さらば人をも把らせて見よ〉と命じた。清八はやむを得ず、富士司に人を襲わせるよう訓練し、富士司はそれを覚えた。然る後、清八は、治修の御前で、前言に偽りの無いことを証する場を持つこととなる。その披露の場で、首尾よく〈富士司〉は人間を把らえ、即座に清八は、通常の鷹狩りで鷹が獲物を捕らえた際にするように、獲物である人間を小刃で仕留めようとして、治修に制止される。こうした治修の意向に背き、猶も人を刺そうとした清八は、その場で射殺される―。

ここに示されている喜左衛門と清八との対比が、治修の求める人材像を図式において描き出していることは見やすいだろう。〈聡明の主〉であり、〈何ごとによらず、家来任せと云ふことをしない。みづから或判断を下し、みづからその実行を命じないうちは心を安んじない〉とされる治修は、奇妙な知恵ではなく、主君に一身を尽

くす奉公心があるか、また実直で、腹に一物がない人物かどうかを見定め、人材として用いようとしている。その半面において、清八のように、心に残忍さを秘める者を周到に排除する。利口さや実行力、或いは残虐性と表裏であるような勇猛さは、乱世を生きる武士には必要とされたかもしれないが、後述するように、幕藩体制の最後の安定期である文化・文政期においては、統治機構内での献身的な服従と良識が家臣に求められていた。二つの事例からは、治修が求めた人材像が、端的に伝わってくる。

ここで「范の犯罪」との比較に戻ることとしたい。見てきたように、両作ともに、裁きを下す側と受ける側との対話部分を小説の中心に据え、これに二つの挿話が前置される構成となっている。この挿話には、一方では、殺人を犯した范の行為を客観的に浮かび上がらせるといふ効果があるのに対し、一方では、治修が賞罰を与える際の行為の内実を浮かび上がらせるといふ効果がある。「三右衛門の罪」にあつては、「范の犯罪」と違い、裁きの結果は、裁きを受ける三右衛門の側ではなく、裁きを下す治修の側に、多くを負うかの如くである。このことを、両作の重要な差異としてここに指摘しておきたい。

次に、両作の類似に基づく差異の一つである、范と三右衛門の人物造型について見ていく。先ず、范が裁判官の前に登場する箇所において、范は、

裁判官は助手の支那人を下げると、最後に本人を其所へ連れて来させた。范は引きしまつた蒼い顔をした、賢いさうな男だった。一眼で列しい神経衰弱にか、つてゐる事が裁判官に解つた。(傍線引用者。以下同様。)

と、描写されている。前稿で述べたような、人生に曲折があり、現在旅芸人に身を落としているものの知的なキリスト教徒であるという范の人物像が、〈引きしまつた蒼い顔〉という風貌によって表されている。また、ここで范は神経衰弱とされ、激しい内的活動の果ての消耗が、外見にも表れているとされる。

一方、三右衛門は、治修の御前に連れて来られる箇所において、

仰せを蒙つた三右衛門は恐る恐る御前へ伺候した。しかし悪びれた気色などは見えない。色の浅黒い、筋肉の引き緊つた、多少疝癪のあるらしい顔には決心

の影さへ仄めいてゐる。

と、〈色の浅黒い、筋肉の引き緊つた、多少疝癰のあるらしい顔〉の描写がなされている。これは、三右衛門の身分が武士であり、特に、決戦兵力たる馬廻り役を勤めているという役職にふさわしいものと言えるだろう。見てきたように、三右衛門は、「范の犯罪」における范の人物像を、先ず容貌の描写によつて表す表現方法を踏襲しつつ、〈引きしまった蒼い顔〉ではなく、〈色の浅黒い、筋肉の引き緊つた、多少疝癰のあるらしい顔〉とすることで、三右衛門が武士たる社会階層にふさわしい人物であると印象付けている。

二、「三右衛門の罪」における治修と三右衛門の相互性

前章で、両作の類似に基づく差異について述べてきた。そのなかで、三右衛門が前田治修に任せ、馬廻り役を勤めていたことにも言及した。馬廻り役は戦時の兵力故、武芸に秀でた者が任じられる役職であるとともに、平時において、主君の側近として護衛にあたる、いわば親衛隊としての役割を担っていた。

作中には、〈治修は三右衛門へ、ふだんから特に目をかけてゐる〉と述べられているが、三右衛門が治修の信を身に受けることとなる契機は、治修の護衛にあたり乱心者を取り押えた際の出来事にまで遡る。この時、三右衛門は、額の傷を負ったのだが、これが後傷ではなく、敵に正面から向かつていってできた傷であることが重要で、三右衛門が果敢に行爲をした結果であったと言える。このように臣下としての自分を全うし勤めを忠実に果たした三右衛門に対し、治修は褒美を与えている。

また、この時三右衛門は、治修から傷を心配する言葉をかけられたが、〈かほどの傷も痛まなければ、生きてゐるとは申されませぬ〉と、心に裏表なく、言葉を飾らずに返答する。これも、治修からの信を得る大きな理由となつてゐるだろう。先に、鷹匠喜左衛門と清八に対する裁きの事例でも確認してきたように、治修の家臣に求める美德は、心に偽りがなく、臣下として主君に真心で仕えるという《忠》であった。三右衛門は、このような点で、治修から最上とされたと考えられる。

このように、「三右衛門の罪」では、治修と三右衛門の日頃の信頼関係が予め示された後に、治修から三右衛門へ、多門殺害に対する問いただしが行われている。「范の犯罪」では、裁判官と范は予審という場を越えた関係性を持たず、裁判官は、殺人という行爲に対し、法に照らした客観的な判決を下すことこそが求められていた。この点に比してみると、両作における裁く側と裁かれる側の関係性の問題において、相違が著しいことが分かる。さらに述べると、「三右衛門の罪」では、どのような判決が下されるかではなく、判決に至る、治修と三右衛門の相互の関係性をこそ見せていくところに、小説の力点が置かれているようなのだ。以下、この点について論じていくこととする。

「范の犯罪」と同様、殺人に関する治修と三右衛門との対話部分に、小説の中心があることは前述した通りである。しかし、「三右衛門の罪」では、二者の発話の合間に、三右衛門の語る態度や、治修の聞き、尋ねる態度の描写が、細かく挿入されるという特徴がある。予め述べておくと、本作は、治修が三右衛門の語りをどのように引き出しているかということを含み、両者が相互に働きかけて成立するコミュニケーションのありようを、言語によるやりとり以上に、非言語によるやりとりの形で示していく作品と言える。このことを具体的に見ていくこととしたいが、次に、治修の聞き、尋ねる態度が記されている本文を、順に挙げておく。

- ① 治修はまづかう尋ねた
- ② 治修はちよいと考へた後、念を押すやうに尋ね直した
- ③ 治修は顔色を和げたまま、静かに三右衛門の話し出すのを待った
- ④ 治修は少時黙つたなり、何か考へてゐるらしかつた。が、急に気を変えたやうに、今度は三右衛門の數馬を殺した当夜のことへ問を写した
- ⑤ 治修はちつと三右衛門を眺めた。(中略) 治修はもう一度促すやうに、同じ言葉を繰り返した
- ⑥ 治修はいつか別人のやうに、威厳のある態度にやつてゐた。この態度を急変するのは治修の慣用手段の一つである

⑦ 治修はちよつと眉をひそめた。が、目は相不変厳かに三右衛門の顔に注がれ

ている

⑧ 治修は愈眉をひそめた

⑨ 治修は黙然と耳を傾けてゐるばかりだった

⑩ 治修はやや苦にがしげに、相不変ちよつと口を噤んだ三右衛門の話を催促した

⑪ いか機嫌を直した治修は大様に何度も頷いて見せた。「好い。好い。好い。好い。その心底はわかつてゐる。そちのしたことは悪いことかも知れぬ。しかしそれも詮ないことじや。唯、この後は――」治修は言葉を終わらずに、ちらりと三右衛門の顔を眺めた。「そちは一太刀打つた時に、数馬と申すことを知つたのぢやな。ではなぜ打ち果すのを控へなかつたのぢや？」

続けて、三右衛門の語る態度が記されている文を、次に引用する。

〈1〉三右衛門は恐る恐る御前へ伺候した。しかし悪びれた気色などは見えない。色の浅黒い、筋肉の引き緊つた、多少疝癖のあるらしい顔には決心の影さへ灰めてゐる(①と対応)

〈2〉三右衛門はちよつと云ひ澱んだ。尤も云はうか云ふまいかとためらつてゐる気色とは見えない。一応云ふことの順序か何か考へてゐるらしい面持ちである(③と対応)

〈3〉其処に又短い沈黙があつた

〈4〉三右衛門はちよつと言葉を切り、更に言葉をと云ふよりは、吐息をするやうにつけ加へた

〈5〉三右衛門は袴へ目を落したきり、容易に口を開かうともしない(⑤と対応)

〈6〉三右衛門はやはり目を伏せたまま、やつと噤んでゐた口を開いた。しかしその口を漏れた言葉は「なぜ」に対する答ではない。意外にも甚だ悄然とした、罪を謝する言葉である(⑥と対応)

〈7〉語り終つた三右衛門は今更のやうに頭を垂れた。額には師走の寒さと云ふのに汗さへかすかに光つてゐる(⑭と対応)

〈8〉三右衛門は治修にかう問はれると、昂然と浅黒い顔を起した。その目に

は又前にあつた、不敵な赫さも宿つてゐる。「それは打ち果さずに置かれませぬ。

三右衛門は御家来ではございます。とは云へ侍でもございませぬ。数馬は気の毒に思ひましても、狼藉者は気の毒に思ひませぬ。」(⑭と対応)

ここに引用した三右衛門の語る態度が、先に挙げた治修の聞き、尋ねる態度とどのように対応しているかを見るため、治修の聞き、尋ねる態度が記された本文を羅列した際文頭につけた①～⑭の番号を、これに対応する三右衛門の語る態度が記されている〈1〉～〈8〉の文の後ろに付した。

先ず確認しておきたいのは、治修と三右衛門との間に行われる非言語のコミュニケーションについてである。治修は最初、数馬の一件について、穏やかに三右衛門に尋ね、話を聞いている。③に「顔を和らげたまま」とある通りだ。そして、この部分において、三右衛門が言葉で語っている内容は、数日前、数馬と多門の試合の行司役を勤め、数馬を負けとする判定をし、そのことによつて一方的に数馬に憎まれたというものであつた。治修の「数馬はそちの行司に依怙があると思うたのぢやな？」という問いに、三右衛門は「わたくしは依怙は致しませぬ」と断言している。

こうした決然とした物言いは、その後のやりとりの中で鈍つていく。三右衛門が続き語る内容は、その試合の勝敗が数馬の目録の授与に関わるものであつて、数馬にとつて大事な試合であつたということである。また、試合前日に三右衛門に対し数馬が自らの無礼―三右衛門には全く思い当たる節がない―を詫びていたということである。即ち、ここから、三右衛門がその無礼を許さずに数馬を憎み不公平な行司を行つたために数馬は目録を取ることができなかつたのだと、数馬本人は考えていただろうというストーリーが導き出せる。そうしたいわば意趣返しという意味合いで、数馬が三右衛門に斬りかかったという推測が成り立つ訳だが、そうであるとするれば、三右衛門には非はない。しかし、これに反して、〈3〉や〈4〉にあるように〈沈黙〉や〈吐息〉を交えて語る三右衛門の態度には、数馬の死を思い、深く悔やむような心情が滲む。こうしたところに、治修は三右衛門の心中に何か秘められてゐることを鋭く感じ取つたのであろう。治修は、④にあるように、〈黙つたなり、何か考へてゐるらし〉いそぶりで聞いている。

急展開をみせるのは、それ以降である。闇討ちを仕掛けてきた相手を三右衛門が返り討ちにした際、斬りかかってきたのが数馬だとなぜ認識できたのかという問いが、治修によってなされる。⑤のように、これに対し言い淀む三右衛門の態度に、治修は三右衛門が隠しているものがあることを確信し、それを明かすように促す。その方法は、〈治修の慣用手段の一つ〉だとされているが、⑥にあるように〈別人のように〉急に態度を変え、厳しく問いただすというものである。これを受け三右衛門は、この問いへの直接的な返答をする前に、〈あたら御役に立つ侍を一人、刀の錆に致したのは三右衛門の罪でございます。⑤〉と、〈悄然〉とした態度で謝罪の言葉を口にする。治修が重々しい態度に転じたことに即座に反応して、家臣として忠義の上から自らの罪を詫びており、ここにおいて三右衛門の言動が一変する。

これを契機として、三右衛門は前言を翻し、〈わたくしは行司を勤めた時に、依怙の振舞ひを致しました〉と白状を始める。自らが公平な判定をしよう意識するあまり、〈心の秤り〉に〈一毫を加へたほどの吊合ひの狂ひ〉が生じて不公平に陥り、数馬を負けとってしまったという心中を明かしていく。そして、その意図は、決して数馬を憎んでというのではなく、日頃の数馬の芸―〈眞ともに敵を迎える正道の芸〉―に期待をかけていたが故、その鼻頂目の分だけを引き算しようとしたところにあったのであって、その加減が効かず、不公平を生じさせてしまうという皮肉な結果となってしまったのだと言う。

三右衛門は数馬に申し訳なく思っており、そうした自ら悔やむ気持ちがあったために、闇討ちにあった際相手は数馬と悟ったのだと、先の問いに対し返答する。その上で、〈且は先刻も申しした通り、一かどの御用も勤まる侍にむざと命を損させたのは、何よりも上へ対し奉り、申し訳のないことと思つて居ります。と、改めて忠義の上からの謝罪を繰り返している。三右衛門から自らの心中―公平さや正道を求めていたのだが、意図と離反した結果を招いてしまった―を打ち明けさせ、誠実な謝罪の言葉を引き出した治修は、⑪にあるように、〈大様に何度も領いて見せ〉、〈そちの心底はわかつてゐる。そちのしたことは悪いことかも知れぬ。しかしそれも詮ないことぢや〉との言葉を返していく。

見てきたように、三右衛門の〈わたくしは依怙は致しませぬ〉という言葉が〈依怙の振舞ひを致しました〉へと転じていく事態は、治修の聞き、尋ねる態度の急変に呼応して生じていた。ここに端的なように、三右衛門の語りには治修の関与が大きく、両者の対話は、一方的に語られ、一方的に聞かれるものになっていない。また、聞き手に積極的な働きかけがあるコミュニケーションは、言語の位相におけるやりとり留まらず、沈黙や呼吸、表情や身振りといった非言語の層に及んで行われており、対話の最後では、治修と三右衛門の日頃の関係性を背景に、両者の微妙な気持ちの通じ合いが成立している。

さらに注目したいのは、見てきたような両者のコミュニケーションの中で、三右衛門の頭が下がってくるという話し手の体の傾きである。最初三右衛門は〈1〉に挙げたように〈顔には決心の影さへ仄めいている〉とあり、顔を上げていた。そこには〈悪びれた気色などは見えない〉。しかし、三右衛門が数馬を返り討ちにした際暗がりにも関わらず数馬だとなぜ認識できたのかと問われた際、三右衛門は口ごもり、その様子は、〈5〉にあるように〈袴へ目を落としたり〉とある。これに対し治修のさらなる追及に遭うこととなるのだが、その際の三右衛門は、〈6〉の通り〈目を伏せたまま〉で噤んでいた口を漸く開けるとされる。そして、公平であろうとするために不公平に陥ってしまったという〈心の秤り〉の狂いを打ち明け、一角の臣下を無碍にってしまったことを治修に詫げる。〈7〉の如く、三右衛門は〈今更のように頭を垂れた〉のであった。このように、最初上がついていた顔は、先ず視線が下がり、語り終える頃には、頭全体が下げられているのであった。こうした顔の下方への傾きは、主君たる治修とのやりとりの中で、家臣として服する心が、行為として表出してきたものと受け取られる。

ここで一層興味深く思われるのは、この後、一たび治修に対し下げられた三右衛門の頭が、再び起こされることである。

語り終つた三右衛門は今更のやうに頭を垂れた。額には師走の寒さと云ふのに汗さへかすかに光つてゐる。いつか機嫌を直した治修は大様に何度も領いて見せた。

「好い。好い。そちの心底はわかつてゐる。そちのしたことは悪いことかも知れぬ。しかしそれも詮ないことぢや。唯この後は―。」

治修は言葉を終らずに、ちらりと三右衛門の顔を眺めた。

「そちは一太刀打つた時に、数馬と申すことを知つたのぢやな。ではなぜ討ち果すのを控へなかつたのぢや？」

三右衛門は治修にかう問はれると、昂然と浅黒い顔を起した。その目には又前にあつた、不敵な赫きも宿つてゐる。

「それは打ち果たさずには置かれませぬ。三右衛門はご家来ではありません。

とは云へ又侍でもございませぬ。数馬は気の毒に思ひましても、狼藉者は気の毒には思ひませぬ。」⁽⁶⁾

と、結末に至り三右衛門の顔は上がっている。と同時に、(数馬に済まぬと申す気持ちを持)ち(上へ対し奉り、申し訳のないこと)とされていた筈が、一転して(狼藉者は気の毒には思ひませぬ)と数馬への謝罪の気持ちを持たないと変えられている。頭を下げて謝し、許しを得たその瞬間に、今度は、頭を上げ謝罪の気持ちはないと昂然と述べている訳で、人格が豹変したと言う他はない。このように三右衛門の凡そ一貫性を欠いた言動を、どのように解釈すべきだろうか。

この問いを考える上で、次の言述は看過できない。(三右衛門はご家来ではございませぬ。とは云へ又侍でもございませぬ。数馬は気の毒に思ひましても、狼藉者は気の毒に思ひませぬ)と。即ち、斬りかかつてきた乱暴者を討ち返した行為は、侍として、当を得た行為であると申し述べられているのである。ここで言われていることは、武士道の理に鑑みると解しやすい。例えば、江戸時代の佐賀藩鍋嶋家

臣山本常朝による談話筆録の書『葉隠』⁽⁷⁾は、この時代にあつて、戦国の遺風を受け続いた武士道論の、典型とも位置付けられる作である。ここにおいて、何某喧嘩打返をせぬゆへはじに成たり。打返の仕様は踏懸て切殺さるゝ事也。

是迄恥に不成也。(聞書一、五五)

武士は万事に心をつけ、少にても後れに成べき事を嫌ふべき也。就中、物言に不吟味なれば、「我臆病也」、「其時は逃可申」、「おそろしや」、「痛い」など、

いふ事有。されにも、戯にも、寝言にも、たわ言にも、言まじき詞なり。(聞書一、二一七)

とある。『葉隠』は、泰平の時代にあつても、藩内で整備された官僚制のもとの文官としての役割のみならず、なお戦士の武士であり続けることの意義と価値を説く⁽⁸⁾ものとして解釈される書であるが、その中では、死の覚悟を武士の根本態度としつつ、それを日常生活で発揮することが求められている。引用した部分に見られるように、自らへの暴力が生じた場合は、即座に反応し、報復せねばならない。また、(後れに成べき事)は避けねばならず、臆病さが嫌悪されている。身に危険が迫った時も、直情的に果敢な対応を取り、臆病な物言いをしないことが推奨されているのである。このように武士道を論じた書を傍らに置いて三右衛門の言動を眺めてみると、結末部分における別人格とも思える程の変わり様は、武士の体面を取り戻した故の変貌であるという意味づけることができる。

そうであるとなると、本作の中心を成す治修と三右衛門の対話部分の展開を、三段階に分けて捉えることができる。第一に、三右衛門は、(色の浅黒い、筋肉の引き緊つた、多少疳癩のあるらしい顔)と描写され、『葉隠』にあるような戦士の士にふさわしい風貌を備える人物として登場する。第二に、主君治修とのやりとりの中では、そうした武士としての顔は伏せられ、治修に頭を下げ家臣として君主に服する姿が現れてくる。第三に、再び、面が起こされた際、(前にあつた、不敵な赫やき)を宿す眼が描写されており、言動の上でも武士たる自尊心を持つ人物に戻っている。

ここで、三右衛門が武士の顔を再び取り戻す契機について言及しておきたい。ここにおいても、治修の大きな関与が認められる。数馬の一件を語り終えた三右衛門に治修は許しを与えるが、その際、(そちのしたことは悪いことかも知れぬ。しかしそれも詮ないことぢや。唯この後は―)と文を終結させず省略し、途中で言い留めている。ここに省略されている言葉を仮に補うとするならば、(この後は)に続くのは、「もう本音で話すな」、「これ以上正直に話すな」という禁忌の言葉が来るのではないだろうか。そして、この後に(ちらりと三右衛門の顔を眺め)ている。

これは、治修が三右衛門へ送った、自らの指示への理解と了承を求める目配せと見るのが妥当であろう。先に確認した三右衛門の豹変とも見えるような言動は、述べたような暗黙のやりとりが治修と三右衛門の間で成立していることの証左と考えられる。

三、近代的自我をめぐって

前章では、治修と三右衛門の対話部分の展開を三段階に分けて捉えたが、最初と最後の部分で顔を上げている人物と、中間部で頭を下げる人物とは、言動において一貫性が見出せず、宛も二様の人格が瞬時に入れ替わっているかの如くである。このことに関し新保邦寛氏は、「三右衛門は〈自我分裂を来しているかのよう〉であり、三右衛門の自我のありようを〈社会的期待に合わせて作られる自我と自分の内に向いている自我という風に重層化する自我を措定する他はない〉⁽⁹⁾と述べている。自我は実体として内側に存在するのではなくコミュニケーションの過程から生じるのだとしたミードの社会心理学⁽¹⁰⁾を援用しつつ、ここに指摘されているのは、三右衛門は、主君治修との個別的な主従関係において期待されるありよう即して作られる自我と、武士道の理に従う形で作られているところの、自分の内に向いている自我との二つを併せ持つており、両者の間に矛盾や葛藤がないということである。

以下では、これを踏まえ、先行する「范の犯罪」を本作はどのように書き換えて行ったのかという本稿冒頭で示した問題意識に立ち戻り、考察を試みたい。両作を比較する観点から、范の自我と三右衛門のそれとを見てみると、前稿で確認したように、范にあつては、建前と本音のような、奥行きある二重の自我のありようが認められ、両者の隔たりを本来的な自我に統合していこうとする一貫性への志向が見られた。本来的な自我とは、社会的な自我に先行して措定され、内なる実体の如く認識されている。范は、社会倫理を内面化する自らを偽善として、自己内発的な思いを貫く行為をしようとするところに〈本統の生活〉を見出す人物として描かれて

いた。一方、三右衛門にあつては、他者にとつての自分というものが、多層的な自我の一つの層として存在しているのであつて、社会的、対他的な自我を偽物と否定するような、自己／他者、真／偽を分けていくような意識は見られない。

このことを、文学史の観点から俯瞰して見てみよう。例えば、『近代Ⅱ明治』の文学は、近代的自我を獲得する人物の様子を描いてきたとする所謂近代的自我史観がある。こうした視座からは、近代日本文学に描かれた人間の典型は、鳥崎藤村『破壊』（明治39・3 自費出版）の瀬川丑松のように、自身の価値基準に基づく生き方と旧来の慣習や倫理といった社会の現実との間で葛藤する人物において見出されてきた。片岡良一氏⁽¹¹⁾が丑松について、

自己本来の素性を秘して生きることに虚偽と誤りを感じて、本然とまことに生きることを決意した彼は、事実その決意を実行に移して開放された人間としての首位に立つた。その限りに於て彼は正しく近代人間としての自覚を生きたことになるのであつた

と評している通りだ。白樺派の自我信仰を体現するが如き范は、こうした丑松の系譜上に位置づけることが可能である。実際、このような史観において、志賀の『夜の光』に収録される短篇は、「范の犯罪」を含み、〈その基調として持つものが、すべて人間尊重の主我的自由主義である〉⁽¹²⁾とされ、近代的自我の獲得とその苦悩を描いてきた明治文学から大正期への、時代の推移に対応する作と見なされている。このように、「范の犯罪」は近代日本文学が描き出した近代的自我の、一つの型を見ることができると位置付けることができる。

范は、これまで見てきたように、自己／他者の境界を引く中で、本来的で純粹な自我の存在を措定し、これを貫徹させようとする信念を持っていた。范は、このような自我至上主義という価値に向かつて、自ら同一化しようとする姿勢、即ち自己の同一性Ⅱ主体性を有しているのである。前稿で論じたように、范が妻に向かつてナイフを投げる行為は〈未必の故意〉と言えるものであり、先行研究で言われているような人格の崩壊故とするのは当たらない。むしろ、一貫して范は自己の価値基準に基づいて行為を行う、自律的、主体的存在であつた。

こうした「范の犯罪」を踏まえて「三右衛門の罪」が書かれていることに意識的になる時、確認してきたような范に見られる揺るぎない主体というものがあるが、本作における三右衛門によって、照らし返されていることが見えてくるのではないだろうか。芥川「三右衛門の罪」において、自らの依怙の振る舞いを反省しつつ〈狼藉者は気の毒に思ひませぬ〉と憚り無く述べる三右衛門の姿には、もはや、近代的自我の一貫性を見出すことはできない。言うまでもなく、自／他を分けていくところに見いだされる純粹な自我とは幻想の産物にすぎず、ここでは、他者や社会から自律して存在するかなような近代的主体という概念、即ち近代の意識そのものが、問い直されているのだと見るべきであろう。

今日の芥川文学の研究では、第一次世界大戦後の時代の激変が、芥川の創作に多大な影響を与えたとする見方が提出されている⁽¹³⁾。そのような枠組みの中で、本作を位置付けることもできるのではないだろうか。近代的主体を懐疑する姿勢を見せる本作が、世界規模の大戦争によって、西欧近代が理想とした個人や主体というものがある。揺るがられる大正後期の時代状況と、関連がないとは決して思えないからである。

【注】

- (1) 菊地弘「三右衛門の罪」『芥川龍之介事典』(昭和60・12 明治書院)
- (2) 石割透「三右衛門の罪」『芥川龍之介全作品事典』(平成12・6 勉誠出版)
- (3) 本庄あかね「芥川龍之介「三右衛門の罪」における近代的主体の揺らぎ(上)―志賀直哉「范の犯罪」との比較を通して―」『滋賀文教短期大学紀要』令和3・3
- (4) 金沢藩の歴代藩主であった前田家は、外様でありながら、親藩に準じた扱いを受けており、大名中最大の百二万石を与えられていた。明治維新でも、佐幕派の領袖で、良くも悪くも江戸時代的であったと言える。また、『芥川龍之介全集 十巻』(平成8・8 岩波書店)の作品注解に、〈前田治修(一七四五―一八一〇)。加賀藩主。文政四(一八二二)年では時代設定が矛盾する。文政は文化の錯誤か〉とある。
- (5) 注(4)を参照。

(6) 初出誌の本文には〈罪でござりまする〉とある。引用にあたって〈罪でござりまする〉と補った。

(7) 引用は下記に拠る。斎木一馬、岡山泰四、相良亨校注『日本思想大系 二十六巻 三河物語 業隠』(昭和49・6 岩波書店)

(8) 種村完司「『業隠』における武士の「自律」と「服従」―『業隠』思想の特殊と普遍(三)―」『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』平成24・12

(9) 新保邦寛『短篇小説の生成―鷗外(豊熟の時代)の文業、及びその外延―』(平成29・10 ひつじ書房)

(10) 山内雄二訳 G・H・ミード『精神・自我・社会』(令和3・9 みすず書房)

(11) 片岡良一『近代日本の作家と作品』(昭和14・11 岩波書店)

(12) 注(11)と同様。

(13) 注(9)を参照。

・本文の引用は、『改造』(大正13・1)に掲載された「三右衛門の罪」に拠る。

本庄あかね 国文学科准教授・日本近代文学